

許 可 証

住 所 八王子市長房町126番地2
氏 名 株式会社まごころ清掃社
代表取締役 高野 正道

令和3年11月11日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第42条の規定により、下記のとおり許可をする。

令和3年11月24日

あきる野市長 村 木 英 幸



記

- | | |
|--------------------|--|
| 1 一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
(紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ) |
| 2 収集、運搬、処分又は清掃業の区別 | 収集・運搬 (積替・保管を除く) |
| 3 運 搬 先 | (1) 株式会社日本フードエコーセンター
(神奈川県相模原市中央区田名塩田 1-17-13)
(2) オリックス資源循環(株)寄居工場
(埼玉県寄居町大字三ヶ山 313)
(3) オリックス資源循環(株)寄居バイオガスプラント
(埼玉県寄居町大字西ノ入 3050-23) |
| 4 作業区域又は処分先 | あきる野市 |
| 5 許可の有効期間 | 令和3年11月29日から
令和5年11月28日まで |

6 許 可 の 条 件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びあきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守すること。
- (2) 運搬先及び積替・保管先の市区町村において、当市と同等の一般廃棄物収集運搬業の許可を得ていること。なお、積替・保管先の市区町村においては、積替・保管を含む許可を得ていること。（運搬先、積替・保管先の市区町村において許可が不要の場合は除く。）
- (3) 事前協議が不調和に終わった場合、許可を取り消す場合があります。
- (4) その他市長の指示に従うこと。

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面であきる野市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として（訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

変更事項			
変更年月日及び 文書番号	件 名	変更内容	印
令和4年11月18日 あ環生収第 213 号	業の変更届	役員の変更 (代表取締役 高野 正人)	
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			